



皆様の意見を

今後の活動に役立てたい

一月二十日(水)十三時三十分から、ウエルとは三階三十一・三十二会議室で、北九州市のいのちをつなぐネットワーク推進課主催による「平成二十七年年度福祉有償運送実施団体の意見交換会」が行われました。

今回は、福祉有償運送運営協議会の構成員五名を含む、北九州市の福祉有償運送の実施団体八団体二十四名の参加がありました。「さわやか」から四名が参加しました。

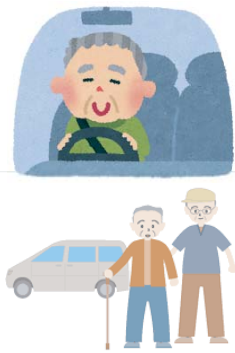
初めに、北九州市福祉有償運送運営協議会の岡田和敏会長から「今日は年に一度の意見交換会なので、皆様の貴重な意見を伺いながら、これからの活動に役立てていきたいと思えます」と挨拶がありました。

次に、野田久敏係長から運転者研修及び活動状況報告書、北九州市福祉有償運送実施団体一覧の冊子の更新について説明があり、意見交換会に入りました。

自分の運転技術の再確認と

スキルアップを図る

初めに、野田係長は「今



年度から、北九州市社会福祉ボランティア大学校主催で、福祉有償運送事業の送迎活動者に対して自分の運転技術の再確認とスキルアップを図るために、『送迎ボランティア・フオローアップ研修』を開催し、来年度も開催する予定ですので、ぜひ参加して下さい」と話され、また「各団体では、運転ボランティアさんなどのような研修をされているのか教えて下さい」と質問がありました。

それに対して、山田理事長は「昨年の十月におんが自動車学校様の協力で、安全運転研修をしていただきました。」

二月六日(土) 十四時から、ウエルとは三階中ホールで北九州市保健福祉局障害福祉課主催でタウンミーティング、明日のまちづくりについて一緒に考えてみませんか。と題してテーマ「障害を理由とした差別の解消を通じて共生のまちづくり」が行われました。

「さわやか」から山田、高原、貞谷が参加しました。

共生のまちづくり

市民の皆様と考えるタウンミーティング開催

歴史的節目の年にあたる

初めに北橋健治市長から「共生社会の実現に向けた北九州市の取り組みについて」

話があり、北橋市長は「今年には、障害者差別解消法の施行という歴史的節目の年にあたります。共生社会とはすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共

生する社会のことです。その中で、大事なことは理解することで、何が差別なのかを考えなければいけません。差別を無くしていくためには、自分の出来る範囲内で行動することだと思

います。共生社会を目指して皆様と知恵と力を合わせていく時だと思えます」と話されました。

続いて北九州市立大学法学部教授・元内閣府障害者施策委員会差別禁止部会委員の植木淳(あつし)氏から「障害者差別解消法について」と題して基調講演がありました。

合理的配慮の提供義務がある

植木氏は「二〇〇六年に国連総会で障害者権利条約が採択されました。障害者権利条約とは、障害を理由とするあらゆる差別を意味すると規定されており、そのあらゆる差別には、直接差別と間接差別の禁止と、合理的配慮の提供義務が含まれています。

直接差別とは、直接障害を理由にして不利益な取り扱いをすることです。一番重要なのは、間接差別で、表面上は障害を理由

とするものではないけれど、事実上、障害のある人に不利益になる取り扱いをすることです。



最後に、障害者差別解消法が施行され、いろいろな摩擦を乗り越え、本当の意味で社会と繋がりが、絆が生まれる、それこそが我々が目指すべき共生のまちづくりに必要なことだと思えます」と話されました。

休憩を挟んで、パネルディスカッションに入りました。初めにコーディネーター植木氏は「共生のまちづくりを進めていくには、地域と障害者との信頼関係が重要です。パネリストの方々には差別解消法施行を踏まえて、それぞれの立場から忌憚のない意見を伺いたいと思えます」と話されました。(裏面につづく)

足元から共生社会をつくろう

平成二十七年第三回障団連全体会 北九州市に差別解消条例は必要か

二月十四日(日)十三時三〇分から八幡西区の北九州市立西部障害者福祉会館(コムシティ)五〇一〜五〇三会議室で、北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)主催にて平成二十七年第三回障団連全体会『北九州市に差別解消条例は必要か』と題して意見交換会行われました。

今回の参加者は十六団体三十四名の参加があり、「さわやか」からは山田、高原、貞谷、が参加しました。

差別解消条例化の是非について考えていく

最初に障団連の北原会長が「四月から障害者差別解消法が施行されますが、皆様に障害者差別解消法が浸透しなければ、私たちが目指している共生社会の実現もないのではないかと思えます。

今日を皮切りにしつかり勉強し、差別解消条例化の是非について考えていきたい」と話されました。

次に林副会長から「今回の意見交換会として前半は各団体が障害者差別解消法施行に向けての想いや取り組みについて、また北九州市障害者差別解消法連絡協議会の各部会の報告をしていただき、皆様と情報を共有したいと思えます。

後半は、障団連としてどのように動くのか話し合いたいと思えます」と話されました。

団体連絡協議会の北原会長は「共生社会とはすべての人が人として尊重され、自分らしく生きていける社会のことです、そのために地域に貢献し信頼を得ることで地域社会への原動力となると思えます」と話されました。

そして(株)井筒屋の本本店次長は「井筒屋の取り組みとして、サービスマン、介助士の資格を持つている従業員がおります。予約していただく



(表面からつづき) 初めに、NPO法人北九州自立生活センターの林代表は「当団体に事業の一環として年に四回メインストリートプログラム(外出交流事業)を行っています」と話されました。

自分らしく生きていける社会

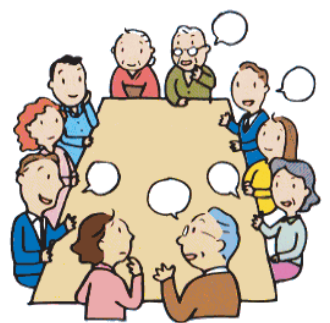
また、北九州市障害福祉

法的義務を負う国や地方自治体も

次に北橋市長は「今後の取り組みとして、国や地方自治体も法的義務を負うこととなります。

この事を重視して、職員ガイドラインを策定に努めて、議会で報告し、意見を伺って今月から職員研修を実施したいと思っています」と話されました。

最後に質疑応答があり、タウンミーティングは十六時十五分に終了しました。



障と差別解消法について、どのように取り組んでいるのかそれぞれ話がありました。そして、北九州市障害者差別解消法連絡協議会の五部会の報告がありました。

意見を出し合いました。啓発には、パンフレットが一番わかりやすいのではないかとということでパンフレットを作りました。

事例検討会議

会議は四回行われました。事例を四四八件集めて、整理する作業を行いました。わかりやすい事例をパンフレットに掲載するという話をしました。

相談等体制会議

会議は六回行われました。差別解消に特化した相談窓口と、今までは連携していくのかを話し合いました。



その後、古賀事務局長から、行政職員へのガイドラインについて説明がありました。次に、差別解消条例化について意見を出し合いました。

情報保障会議

会議は一回行われました。情報保障とは、手話通訳、要約筆記とわかりやすいところに特化されていますが、それだけではないと情報共有したところです。

普及啓発会議

会議は四回行われました。情報共有という事で各団体の取り組みや考え方を

また、林副会長から「差別解消法にむけた差別解消条例について勉強会を行いたいと思えます」と話がありました。最後に、北原会長から「勉強会を行い、共通した認識を持って、障団連の総会で、差別解消条例化の是非を決議したいと思えます」と話があり、障団連第三回全体会は十五時三十分を終了しました。